

議案第3号

守谷市地域公共交通計画の一部改正及び 令和7年度守谷市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

＜経緯等＞

- ・令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金）について、運行事業者を関鉄タクシー株式会社として、地域公共交通計画の計画認定申請を行っている。
- ・今般、令和7年3月1日付で、関鉄タクシー株式会社を消滅会社とし、京成タクシー茨城株式会社を存続会社とする合併が行われたことから、地域公共交通計画の変更を行う必要がある。

1 守谷市地域公共交通計画の一部改正について

別紙1 新旧対照表のとおり、守谷市地域公共交通計画の本文の一部を変更する。

○変更箇所

変更前： 関鉄タクシー株式会社

変更後： 京成タクシー茨城株式会社

2 令和7年度守谷市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

別紙2 のとおり、地域公共交通計画の変更届出を行う。

届出先：関東運輸局交通政策部交通企画課

別紙1 守谷市地域公共交通計画 新旧対照表

変更前	変更後																																																																						
<p>P31</p> <p>3.3. 公共交通現況調査</p> <p>3.3.1. 公共交通の種類と整備状況</p> <p>(1) 公共交通の種類</p> <p>守谷市内には、民間事業者が運行する鉄道 2 社 2 路線、路線バス 1 社 6 路線のほか、守谷市が運行するモコバス、デマンド乗合交通などの公共交通が存在している。</p> <p>表 3-1 公共交通の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>事業主体</th> <th>運行路線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鉄道</td> <td>首都圏新都市鉄道</td> <td>つくばエクスプレス（秋葉原駅－つくば駅）</td> </tr> <tr> <td>関東鉄道</td> <td>常総線（取手駅－下館駅）</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">路線バス</td> <td rowspan="7">関東鉄道バス</td> <td>守谷駅西口－北守谷公民館（北守谷シャトル（急行））</td> </tr> <tr> <td>守谷駅西口－新守谷駅</td> </tr> <tr> <td>守谷駅西口－美園循環</td> </tr> <tr> <td>守谷駅西口－岩井バスターミナル</td> </tr> <tr> <td>守谷駅東口－取手駅西口</td> </tr> <tr> <td>守谷駅東口－つくばセンター（深夜急行バス）</td> </tr> <tr> <td>※運休中</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">コミュニティバス</td> <td>守谷市（モコバス）</td> <td>市役所・板戸井ルート</td> </tr> <tr> <td>つくばみらい市（みらい号）</td> <td>みずき野・松並青葉ルート</td> </tr> <tr> <td>谷井田ルート</td> </tr> <tr> <td>デマンド乗合交通</td> <td>守谷市</td> <td>（運行区域）守谷市全域</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">タクシー</td> <td>守谷タクシー（㈱）</td> <td>20 台</td> </tr> <tr> <td>関鉄タクシー（㈱）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>本社/守谷営業所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小川交通（㈲）</td> <td>11 台</td> </tr> </tbody> </table> <p>参照：つくばエクスプレス HP、関東鉄道 HP、守谷市 HP、つくばみらい市 HP、茨城県ハイヤー・タクシー協会 HP</p>	種類	事業主体	運行路線	鉄道	首都圏新都市鉄道	つくばエクスプレス（秋葉原駅－つくば駅）	関東鉄道	常総線（取手駅－下館駅）	路線バス	関東鉄道バス	守谷駅西口－北守谷公民館（北守谷シャトル（急行））	守谷駅西口－新守谷駅	守谷駅西口－美園循環	守谷駅西口－岩井バスターミナル	守谷駅東口－取手駅西口	守谷駅東口－つくばセンター（深夜急行バス）	※運休中	コミュニティバス	守谷市（モコバス）	市役所・板戸井ルート	つくばみらい市（みらい号）	みずき野・松並青葉ルート	谷井田ルート	デマンド乗合交通	守谷市	（運行区域）守谷市全域	タクシー	守谷タクシー（㈱）	20 台	関鉄タクシー（㈱）	—	本社/守谷営業所		小川交通（㈲）	11 台	<p>P31</p> <p>3.3. 公共交通現況調査</p> <p>3.3.1. 公共交通の種類と整備状況</p> <p>(1) 公共交通の種類</p> <p>守谷市内には、民間事業者が運行する鉄道 2 社 2 路線、路線バス 1 社 6 路線のほか、守谷市が運行するモコバス、デマンド乗合交通などの公共交通が存在している。</p> <p>表 3-1 公共交通の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>事業主体</th> <th>運行路線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鉄道</td> <td>首都圏新都市鉄道</td> <td>つくばエクスプレス（秋葉原駅－つくば駅）</td> </tr> <tr> <td>関東鉄道</td> <td>常総線（取手駅－下館駅）</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">路線バス</td> <td rowspan="7">関東鉄道バス</td> <td>守谷駅西口－北守谷公民館（北守谷シャトル（急行））</td> </tr> <tr> <td>守谷駅西口－岩井バスターミナル</td> </tr> <tr> <td>守谷駅西口－新守谷駅</td> </tr> <tr> <td>守谷駅西口－美園循環</td> </tr> <tr> <td>守谷駅東口－取手駅西口</td> </tr> <tr> <td>守谷駅東口－つくばセンター（深夜急行バス）</td> </tr> <tr> <td>※運休中</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">コミュニティバス</td> <td>守谷市（モコバス）</td> <td>市役所・板戸井ルート</td> </tr> <tr> <td>つくばみらい市（みらい号）</td> <td>みずき野・松並青葉ルート</td> </tr> <tr> <td>谷井田ルート</td> </tr> <tr> <td>デマンド乗合交通</td> <td>守谷市</td> <td>（運行区域）守谷市全域</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">タクシー</td> <td>守谷タクシー（㈱）</td> <td>20 台</td> </tr> <tr> <td>京成タクシー（茨城㈱）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>守谷営業所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小川交通（㈲）</td> <td>11 台</td> </tr> </tbody> </table> <p>参照：つくばエクスプレス HP、関東鉄道 HP、守谷市 HP、つくばみらい市 HP、茨城県ハイヤー・タクシー協会 HP</p>	種類	事業主体	運行路線	鉄道	首都圏新都市鉄道	つくばエクスプレス（秋葉原駅－つくば駅）	関東鉄道	常総線（取手駅－下館駅）	路線バス	関東鉄道バス	守谷駅西口－北守谷公民館（北守谷シャトル（急行））	守谷駅西口－岩井バスターミナル	守谷駅西口－新守谷駅	守谷駅西口－美園循環	守谷駅東口－取手駅西口	守谷駅東口－つくばセンター（深夜急行バス）	※運休中	コミュニティバス	守谷市（モコバス）	市役所・板戸井ルート	つくばみらい市（みらい号）	みずき野・松並青葉ルート	谷井田ルート	デマンド乗合交通	守谷市	（運行区域）守谷市全域	タクシー	守谷タクシー（㈱）	20 台	京成タクシー（茨城㈱）	—	守谷営業所		小川交通（㈲）	11 台
種類	事業主体	運行路線																																																																					
鉄道	首都圏新都市鉄道	つくばエクスプレス（秋葉原駅－つくば駅）																																																																					
	関東鉄道	常総線（取手駅－下館駅）																																																																					
路線バス	関東鉄道バス	守谷駅西口－北守谷公民館（北守谷シャトル（急行））																																																																					
		守谷駅西口－新守谷駅																																																																					
		守谷駅西口－美園循環																																																																					
		守谷駅西口－岩井バスターミナル																																																																					
		守谷駅東口－取手駅西口																																																																					
		守谷駅東口－つくばセンター（深夜急行バス）																																																																					
		※運休中																																																																					
コミュニティバス	守谷市（モコバス）	市役所・板戸井ルート																																																																					
	つくばみらい市（みらい号）	みずき野・松並青葉ルート																																																																					
	谷井田ルート																																																																						
デマンド乗合交通	守谷市	（運行区域）守谷市全域																																																																					
タクシー	守谷タクシー（㈱）	20 台																																																																					
	関鉄タクシー（㈱）	—																																																																					
	本社/守谷営業所																																																																						
	小川交通（㈲）	11 台																																																																					
種類	事業主体	運行路線																																																																					
鉄道	首都圏新都市鉄道	つくばエクスプレス（秋葉原駅－つくば駅）																																																																					
	関東鉄道	常総線（取手駅－下館駅）																																																																					
路線バス	関東鉄道バス	守谷駅西口－北守谷公民館（北守谷シャトル（急行））																																																																					
		守谷駅西口－岩井バスターミナル																																																																					
		守谷駅西口－新守谷駅																																																																					
		守谷駅西口－美園循環																																																																					
		守谷駅東口－取手駅西口																																																																					
		守谷駅東口－つくばセンター（深夜急行バス）																																																																					
		※運休中																																																																					
コミュニティバス	守谷市（モコバス）	市役所・板戸井ルート																																																																					
	つくばみらい市（みらい号）	みずき野・松並青葉ルート																																																																					
	谷井田ルート																																																																						
デマンド乗合交通	守谷市	（運行区域）守谷市全域																																																																					
タクシー	守谷タクシー（㈱）	20 台																																																																					
	京成タクシー（茨城㈱）	—																																																																					
	守谷営業所																																																																						
小川交通（㈲）	11 台																																																																						

変更前

P36

3) バス車両

関東鉄道バス・モコバスとともに、全ての車両で乗車時の段差の少ないバスを導入。

表 3-6 バス車両のバリアフリー整備状況

事業主体	バリアフリー対応
関東鉄道バス	・路線バス全台のバリアフリー車両(ノンステップバス・ワンステップバス)を導入。
守谷市(モコバス)	・全便低床車両を導入。

参照：関東鉄道 HP、守谷市 HP

4) タクシー車両

タクシー事業者においても、車いす対応が進められている。

表 3-7 タクシー車両のバリアフリー整備状況

事業主体	バリアフリー対応
守谷タクシー	・車いす対応車両 9台導入。
関鉄タクシー	・車いす対応車両 1台導入。

参照：事業者提供資料

変更後

P36

3) バス車両

関東鉄道バス・モコバスとともに、全ての車両で乗車時の段差の少ないバスを導入。

表 3-6 バス車両のバリアフリー整備状況

事業主体	バリアフリー対応
関東鉄道バス	・路線バス全台のバリアフリー車両(ノンステップバス・ワンステップバス)を導入。
守谷市(モコバス)	・全便低床車両を導入。

参照：関東鉄道 HP、守谷市 HP

4) タクシー車両

タクシー事業者においても、車いす対応が進められている。

表 3-7 タクシー車両のバリアフリー整備状況

事業主体	バリアフリー対応
守谷タクシー	・車いす対応車両 9台導入。
京成タクシー 茨城	・車いす対応車両 1台導入。

参照：事業者提供資料

変更前

P41

(4) デマンド乗合交通

デマンド乗合交通は、事前に利用登録を行った上で、電話で事前予約することで、利用者の指定する出発地から目的地まで利用できる乗合交通である。守谷タクシー有限会社、関鉄タクシー株式会社、小川交通有限会社、株式会社守谷福祉協会の4社が1台ずつ運行し、合計4台で運行している。

表 3-14 デマンド乗合交通運行概要

運行概要	
運行区域	守谷市全域（市内限定）
運行台数	4台 ※守谷タクシー有限会社、関鉄タクシー株式会社、小川交通有限会社、株式会社守谷福祉協会の4社が1台ずつ運行。
運行日	月曜日から土曜日 (日曜日及び年末年始12月29日～1月3日までは運休)
運行時間	午前8時～午後4時30分
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上のかた 身体障がい者手帳、精神障がい者手帳、療育手帳をお持ちのかた <p>※同伴者として1人のみ乗車可能（同伴者は年齢不問）</p>

参照：守谷市 HP

変更後

P41

(4) デマンド乗合交通

デマンド乗合交通は、事前に利用登録を行った上で、電話で事前予約することで、利用者の指定する出発地から目的地まで利用できる乗合交通である。守谷タクシー有限会社、**京成タクシー茨城株式会社**、小川交通有限会社、株式会社守谷福祉協会の4社が1台ずつ運行し、合計4台で運行している。

表 3-14 デマンド乗合交通運行概要

運行概要	
運行区域	守谷市全域（市内限定）
運行台数	4台 ※守谷タクシー有限会社、 京成タクシー茨城株式会社 、小川交通有限会社、株式会社守谷福祉協会の4社が1台ずつ運行。
運行日	月曜日から土曜日 (日曜日及び年末年始12月29日～1月3日までは運休)
運行時間	午前8時～午後4時30分
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上のかた 身体障がい者手帳、精神障がい者手帳、療育手帳をお持ちのかた <p>※同伴者として1人のみ乗車可能（同伴者は年齢不問）</p>

参照：守谷市 HP

変更前

P113

7.1.2. 主な公共交通の補助事業活用状況

市内には、バス交通を主体とした様々な公共交通が運行しており、それぞれの位置付けに応じた役割を果たし、市民等の移動手段としてより効果的で持続可能な公共交通網となるよう各路線を適切に確保・維持していく必要がある。

地域公共交通確保維持事業は本計画に関連付けることで補助要件を満たす。その対象となる路線は下表に記載の2路線である。今後、補助事業の要件の拡充や新設された場合には、その他の路線も積極的に活用していく。

表 7-2 主な公共交通

系統名	起点～(経由地)～終点・運行範囲	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
守谷駅西口～北守谷公民館(北守谷シャトル(急行))	守谷駅西口～北守谷公民館(北守谷シャトル(急行))	4条乗合	定時定路線	関東鉄道株式会社	なし
守谷駅西口～新守谷駅	守谷駅西口～守谷市役所～新守谷駅	4条乗合	定時定路線	関東鉄道株式会社	なし
守谷駅西口～美國循環	守谷駅西口～美國～守谷駅西口	4条乗合	定時定路線	関東鉄道株式会社	なし
守谷駅東口～取手駅西口	守谷駅西口～みずき野七丁目～取手駅西口	4条乗合	定時定路線	関東鉄道株式会社	なし
守谷駅西口～岩井バスター	守谷駅西口～きぬの里～岩井バスターミナル	4条乗合	定時定路線	関東鉄道株式会社	幹線補助
モコバス市役所・板戸井ルート	守谷駅西口～守谷市役所～守谷駅西口	4条乗合	定時定路線	守谷市(関東鉄道株式会社が運行)	なし
モコバスみずき野・松並青葉ルート	守谷駅西口～松並青葉一丁目～守谷駅西口	4条乗合	定時定路線	守谷市(関東鉄道株式会社が運行)	なし
デマンド乗合交通	守谷市内全域	4条乗合	区域運行	守谷市(守谷タクシー有限会社、関鉄タクシー株式会社、小川交通有限会社、株式会社守谷福祉協会の4社が運行)	フィーダー系統補助

変更後

P113

7.1.2. 主な公共交通の補助事業活用状況

市内には、バス交通を主体とした様々な公共交通が運行しており、それぞれの位置付けに応じた役割を果たし、市民等の移動手段としてより効果的で持続可能な公共交通網となるよう各路線を適切に確保・維持していく必要がある。

地域公共交通確保維持事業は本計画に関連付けることで補助要件を満たす。その対象となる路線は下表に記載の2路線である。今後、補助事業の要件の拡充や新設された場合には、その他の路線も積極的に活用していく。

表 7-2 主な公共交通

系統名	起点～(経由地)～終点・運行範囲	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
守谷駅西口～北守谷公民館(北守谷シャトル(急行))	守谷駅西口～北守谷公民館(北守谷シャトル(急行))	4条乗合	定時定路線	関東鉄道株式会社	なし
守谷駅西口～新守谷駅	守谷駅西口～守谷市役所～新守谷駅	4条乗合	定時定路線	関東鉄道株式会社	なし
守谷駅西口～美國循環	守谷駅西口～美國～守谷駅西口	4条乗合	定時定路線	関東鉄道株式会社	なし
守谷駅東口～取手駅西口	守谷駅西口～みずき野七丁目～取手駅西口	4条乗合	定時定路線	関東鉄道株式会社	なし
守谷駅西口～岩井バスター	守谷駅西口～きぬの里～岩井バスターミナル	4条乗合	定時定路線	関東鉄道株式会社	幹線補助
モコバス市役所・板戸井ルート	守谷駅西口～守谷市役所～守谷駅西口	4条乗合	定時定路線	守谷市(関東鉄道株式会社が運行)	なし
モコバスみずき野・松並青葉ルート	守谷駅西口～松並青葉一丁目～守谷駅西口	4条乗合	定時定路線	守谷市(関東鉄道株式会社が運行)	なし
デマンド乗合交通	守谷市内全域	4条乗合	区域運行	守谷市(守谷タクシー有限会社、京成タクシー茨城株式会社、小川交通有限会社、株式会社守谷福祉協会の4社が運行)	フィーダー系統補助

令和7年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 守谷市地域公共交通活性化協議会
住 所 茨城県守谷市大柏 950番地の1
代表者氏名 会長 中島 伸一

地域公共交通計画変更届出書

令和6年9月25日付け国総地第125号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和7年3月1日

○ 変更箇所

地域公共交通計画別紙 表1
運送事業者

○ 変更理由

地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の運送予定者のうち1者が、令和7年3月1日をもって、事業の承継をしたことから運送予定者に変更が生じたため。

変更前：関鉄タクシー株式会社

変更後：京成タクシー茨城株式会社

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和7年5月 日

(名称) 守谷市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

守谷市は、民間の路線バスを補完する目的で、コミュニティバス「モコバス」、デマンド型交通である「デマンド乗合交通」を運行し、市民の日常生活における移動手段の確保を行っている。また、つくばエクスプレス、関東鉄道常総線、民間の路線バスにより隣接都市とのアクセス手段が確保されている。

「デマンド乗合交通」については、市内全域の移動が可能で、特に総合病院や大型商業施設への通院や買い物の移動手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

近年、少子高齢化、人口減少等の社会情勢の変化、自家用車への依存度の高まりなどにより、公共交通の利用者は年々減少傾向にあり、公共交通の維持が厳しい状況にある。一方で、高齢者、免許返納者等の移動手段を持たない住民にとって、公共交通は日常生活を送る上で益々重要な役割を担っている。

このため、地域公共交通確保維持事業により、「デマンド乗合交通」の運行を確保・維持することで、全ての住民が安心して移動できる交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

令和6年度の年間利用者数を20,400人以上（令和5年度実績20,310人）とする。
※地域公共交通計画 109 ページ

(2) 事業の効果

- 市内全域で「守谷市デマンド乗合交通」を運行することにより、幹線系統の路線バスやつくばエクスプレス、関東鉄道常総線に接続でき、効果的な交通体系を実現し、利便性の向上につながる。
- 交通空白地域の解消が実現し、移動手段を持たない高齢者等の交通弱者の社会参加の促進及び昼間時間帯の通院・買い物需要に応じることができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ホームページや広報を用いて、周知活動を行う。（守谷市地域公共交通活性化協議会）
 - 市内小学校及び高齢者サロンで周知活動を行う。（守谷市地域公共交通活性化協議会）
- ※守谷市地域公共交通計画 117 ページ

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別添表1の通り

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る守谷市デマンド乗合交通について、費用総額（令和6年度）：42,400,000円のうち、守谷市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を運行経費から差し引いた額の差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
予約管理システムにて毎月利用者数の集計を行う。
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
別添表5の通り
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和6年6月26日（水） 令和6年度第一回守谷市地域公共交通活性化協議会開催。
地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、承認された。

令和7年1月29日（水） 令和6年度第二回守谷市地域公共交通活性化協議会開催。
令和6年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価等について協議し、承認された。

令和7年5月30日（金） 令和7年度第一回守谷市地域公共交通活性化協議会開催。
令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更等について協議し、承認された。

19. 利用者等の意見の反映状況

地域公共交通計画の策定にあっては、パブリックコメント及び市内各地域の代表が委員として参加している地域公共交通活性化協議会にて協議を行った。デマンド乗合交通の効率化などの意見があったため、それを踏まえて公共交通計画を策定した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 茨城県守谷市大柏 950 番地の 1

(所 属) 守谷市都市計画課交通政策・景観 G

(氏 名)

(電 話) 0297-45-1111 (内線 247)

(e-mail) toshikei@city.moriya.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実

施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
守谷市	守谷タクシー有限会社	(1) 守谷市デマンド乗合交通		守谷市 全域		往 復 km km	301日	4214回		区域運行	①	守谷駅西口他8バス停で地域間幹線系統「守谷駅西口～岩井バスター・ミナル線」に接続	③
	京成タクシー茨城株式会社	(2) 守谷市デマンド乗合交通		守谷市 全域		往 復 km km	300日	4200回		区域運行	①	守谷駅西口他8バス停で地域間幹線系統「守谷駅西口～岩井バスター・ミナル線」に接続	③
	小川交通有限会社	(3) 守谷市デマンド乗合交通		守谷市 全域		往 復 km km	301日	4214回		区域運行	①	守谷駅西口他8バス停で地域間幹線系統「守谷駅西口～岩井バスター・ミナル線」に接続	③
	株式会社守谷福祉協会	(4) 守谷市デマンド乗合交通		守谷市 全域		往 復 km km	250日	3500回		区域運行	①	守谷駅西口他8バス停で地域間幹線系統「守谷駅西口～岩井バスター・ミナル線」に接続	③
		(5)				往 復 km km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

経緯書

令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金)について、運行事業者を関鉄タクシー株式会社として地域公共交通計画の計画認定申請を行っておりましたが、令和7年3月1日付けで当該運行事業者を消滅会社とし、京成タクシー茨城株式会社を存続会社とする合併が行われたことから、地域公共交通計画の変更を行いました。

本来であればあらかじめ変更について届出すべきところですが、当該事業者の合併は運輸局の認可が必要であり、認可される前に地域公共交通計画の変更をすることが出来なかつたため、合併手続きの完了後に変更届出を提出させていただきます。

事情をご賢察の上、お取り計らいをいただけますようお願い申しあげます。

令和7年 月 日

守谷市地域公共交通活性化協議会
会長 中島 伸一